

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、同社C事業所（以下「会社」という。）において清掃整備業務員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月から同年〇月末まで、足の怪我により休職したが、請求人によると、休職から復帰した際、複数の同僚から「仮病で休んでいた」と言われ、また、組合活動ができなかったことへの謝罪と土下座を強要させられ、以後、ほとんどの同僚から無視されるようになり、食欲低下と不眠が続き、精神的に追い詰められ、自殺未遂を繰り返すようになったという。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「統合失調症」と診断され、また、同月〇日、E病院に受診し、「急性一過性精神病性障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F20 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月〇日頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、F医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事以外」についてみると、請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」

という。)は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、平成〇年〇月〇日に請求人が病気による休職から復帰した後、同僚労働者から、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当する「集団いじめ」を受けたとし、具体的には、①集団での意図的な無視や理不尽な非難があったこと、②数名の同僚から代わる代わる執拗な土下座の要求があったこと、③周囲をなだめようと多額の金員の支払いを申し出ざるを得なかったこと、④「人間性を否定する内容」の文書が配布され、又は少なくとも噂として広まっていたことを挙げ、①ないし④の出来事による心理的負荷の強度は、それぞれ「強」に該当する旨主張する。

(5) 上記(4)①の出来事についてみるに、請求人と同じ第二労働組合の組合員であるG、H及び労働組合に所属せず請求人の組合活動に関し何らの利害関係を有しない立場にあるIは、それぞれにおいて、又集団で請求人を無視したことはなく、周囲からもそのような話は聞いていない旨述べている。

他方、請求人の手帳に記されたメモをみても、復職後、請求人が特定の個人ないしは集団から無視されたことをうかがわせる内容は見当たらず、本件一件記録を精査しても、無視があったと客観的に推認するに足る資料を見いだすことはできなかった。

したがって、当審査会としては、復職後、請求人が特定の個人ないしは集団から無視された事実は認められないと判断する。

ただし、請求人は、復職した翌日である平成〇年〇月〇日の勤務時間内に、請求人と同じ作業班に所属するJ、H、G、K及びLの5名と話をする機会があり、その際、休職期間中組合のことを何もしなかったことに関し文句を言われたとの事実は認められる。

(6) 上記(4)②の出来事についてみると、J及びHは、請求人が土下座を強要されたことを見聞きしていない旨述べ、Iも請求人からまた周囲からもそうした話を聞いたことがないとしている。しかし、請求人の手帳には、復職した翌日、J、H、G、K、Lの5名と話をした際、Kから土下座して皆に謝れと罵倒された旨のメモが残されており、土下座の強要がなかったとは言い切れないとするGの申述があることも併せて勘案すると、当審査会としては、請求人が土下座しての謝罪を要求された事実があったものと判断する。

(7) 上記(4)③の出来事についてみると、請求人は、陳述書において、平成〇

年〇月〇日、組合員から無視され、非難される状況を打開するために、Jに対し現金〇円を手渡した旨述べている。

これに対し、Jも会食代として当該金員を受け取った旨述べていることから、請求人からJへの金員の提供はあったものと認められる。

- (8) 上記(4)④の出来事についてみると、請求人は、陳述書において、平成〇年〇月〇日にKと一連のやり取りを行った際、Kから、請求人が休職中に傘を持って自転車に乗っていたことや組合の副委員長を辞めさせてくれたら会社に復帰すると当時の組合委員長に言ったことが、組合の会議で配付されたビラに書かれていたと言われた旨述べている。

しかしながら、J、H及びGは、請求人に係るビラの作成、配付については否定しており、Iもこれを聞いたことがない、ないしは覚えていないと述べている。

当審査会としては、請求人に係るビラや文書が作成、配付された事実は確認できないが、当該内容の噂が会社内で広まっていたことについては、Jらもこれを肯定していることから、当該事実はあったものと判断する。

- (9) 上記(5)ないし(8)でみたとおり、請求人は、休職期間中組合のことを何もしなかったことから、土下座をするよう要求されることや迷惑をかけた代償として金員を提供するなどしたことが認められるが、これらの出来事は、いずれも労働組合員間における組合活動のあり方に係る争い事であって、請求人の業務それ自体に起因するトラブルとはいえず、たとえ勤務時間内に起こったものであっても、当審査会としては、これらの出来事を業務に起因する出来事として評価することはできないものと判断する。

- (10) なお、土下座をしての謝罪要求をされたことについても、業務が原因となっていないことは上記のとおりであるが、業務遂行中に起きた出来事であることから、念のため、業務との関連性があるとして検討すると、以下のとおりである。

土下座しての謝罪要求は、請求人らも主張するように人格や人間性を否定するような言動であるといえるも、当日の一連のやり取りをみると、新幹線がホームに入ってきて清掃作業を開始しようとする際のごく短時間の出来事であると認められ、また、請求人らが主張するように数名の同僚から代わる代わる執拗な要求があったという事実を確認し得る証言等は存在しない。

当審査会としては、多人数が結託して執拗に行われたものとみることにはできず、仮に同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとみても、その心理的負荷の強度は「中」にとどまるものと判断する。

したがって、同出来事について、業務との関連性があるとしても、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められない。

(11) 監督署の調査によれば、請求人には特段の個体側要因は確認されていない。

業務以外の出来事として、平成〇年〇月〇日から同年〇月末までの間、左下垂足、左座骨神経痛及び腰椎椎間板ヘルニアの疑いとの診断名の下病気休職したことのほか、上記のとおり、組合員間における一連のトラブルが認められる。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。